

「豊島区公共施設等総合管理方針」を策定しました。

「豊島区公共施設等総合管理方針」は、豊島区が保有・管理する施設（インフラ施設を含む）の総合的かつ中長期的な管理方針です。本方針策定にあたっては、公共施設等総合管理方針検討委員会を設置して検討を行い、パブリックコメント制度に基づき、区民の皆様からご意見をいただきました。区は本方針に基づき、平成27年度に「豊島区公共施設等総合管理計画」の策定を進めてまいります。

意見提出期間 平成26年12月19日から平成27年1月20日まで

結果公表日 平成27年3月20日

方針の閲覧場所 施設計画課、広報課、行政情報コーナー、区民事務所、図書館、
区民ひろば、区ホームページ

意見等の受付方法 説明会等での意見 7件（4名）

意見件数	1. 管理方針の具体化	1件
	2. 既存施設の有効活用	3件
	3. 民間事業者の活用	3件

ご意見の概要と区の考え方

番号	ご意見の概要	区の考え方
1	方針ということなので仕方がないのかもしれないが、具体的な提案がない。	平成27年度に策定する「公共施設等総合管理計画」の中で、施設等の今後の計画について具体化してまいります。
2	統廃合により廃校となった学校の校舎は、コミュニティの拠点として活用すべきである。	
3	施設は、集めて合わせて減らせばよいというものではない。	今後の施設の活用については、平成27年度に策定する「公共施設等総合管理計画」の中で、地域の課題や行政需要を踏まえて検討してまいります。
4	新築するよりもリノベーションすることで、コストを下げることができる。	本方針においても、ライフサイクルコストの縮減及び機能性確保が可能な施設については、長寿命化を図ることとしております。 なお、施設の有効活用方策について、平成27年度に策定する「公共施設等総合管理計画」の中で検討してまいります。
5	近年、責任ある考えを持った民間組織ができています。指定管理者とは異なる手法により、そうした組織などを公共施設の運営に活用していくべきだ。	民間事業者等の活用も含めた施設の効果的・効率的な管理・運営手法について、平成27年度に策定する「公共施設等総合管理計画」の中で検討してまいります。
6	パブリックマインドとしっかりした考えのある民間事業者に任せることにより収益を上げることができる。稼ぐ公共施設という考え方が必要だ。	同上
7	売却するのではなく、インフラや公共施設の活用の仕方により収入をあげることで、不足する改修経費を十分に補うことが可能である。	同上